

狩猟鳥獣及び捕獲規制等の検討の方向性

1 狩猟鳥獣の指定・解除について

(1) 狩猟鳥獣の指定の解除

① 鳥類

➤ 現行 (28 種)

エゾライチョウ、ヤマドリ (亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ (亜種のコウライキジを含む)、コジュケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、バン、ヤマシギ、タンギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ

➤ ゴイサギ

- 2016 年～2021 年に実施した全国鳥類繁殖分布調査報告によると、1990 年代に実施した同調査結果と比べて、生息が確認されている地点数が大幅に減少しているほか、現地調査で生息が確認されたコースの数と個体数も大幅に減少している。
- 都道府県による捕獲規制はなく、狩猟よりも許可捕獲での捕獲数が多い (狩猟：年間 100～400 羽程度、許可捕獲：年間 400～1000 羽程度)。
- 都道府県への意見照会の結果、滋賀県及び福井県において、狩猟鳥獣からの指定解除の要望があったほか、指定解除に対し賛成が 20 府県、現行のままでよいが 9 府県であった。
- 減少の主要因は狩猟とは考えにくいですが、狩猟のニーズも低下しており、被害があれば許可捕獲で対応できる。
- これらの現状を踏まえ、指定の解除の是非について検討する。

➤ バン

- 2016 年～2021 年に実施した全国鳥類繁殖分布調査報告によると、1970 年代、1990 年代に実施した同調査結果と比べて、生息が確認されている地点数が一貫して大幅に減少している。また、1990 年代の調査結果と比較して、現地調査で生息が確認されたコースの数と個体数も大幅に減少している。
- 石川県では、県内全域で捕獲禁止としているほか、千葉、東京、愛知の 3 都県の地方版レッドデータブックにおいて、絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 以上に指定されている。
- 都道府県への意見照会の結果、滋賀県及び福井県において、狩猟鳥獣からの指定解除の要望があったほか、指定解除に対し賛成が 23 府県、

現行のままでよいが6県であった。

- 狩猟による捕獲数は年間150～300羽程度であるが、近年減少傾向にある。
- 許可捕獲は多い年で年間150～300羽程度であるが、50羽に満たない年もある（主に茨城県、佐賀県で捕獲）。
- 減少の主要因は狩猟とは考えにくいだが、狩猟のニーズも低下しており、被害があれば許可捕獲で対応できる。
- これらの現状を踏まえ、指定の解除の是非について検討することとする。

➤ その他の鳥類

- 一部の都道府県及び関係団体から指定解除の要望（ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ、ヤマシギ）があったが、指定の変更を検討するほどの状況の変化は認められないことから、変更しないこととする。

② 哺乳類

➤ 現行（20種）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

- 指定の変更を検討するほどの状況の変化は見られないことから、変更しないこととする。

(2) 狩猟鳥獣の新規指定

- 一部の都道府県から新規指定の要望はあるが、ほとんどの都道府県では意見はなかった。
- 新規指定の要望があった種は、生活環境被害や農林水産業被害が問題となっている種（ドバト、アオサギ、オオバン、ウミアイサ、カワアイサ等）及び特定外来生物に指定されている種（ガビチョウ、ソウシチョウ、キョン、マスカラット等）であった。
- 被害を発生させている種については、狩猟鳥獣に指定しなくとも許可捕獲による対応が可能である。
- 生息状況に関する情報が不十分な種については、狩猟鳥獣に指定した場合に大きな影響が出る可能性がある。
- ドバトのように多くが都市域に生息している種では、危険な捕獲行為が増加するおそれもあり、また所有権のあるレース鳩の誤捕獲が発生し、所有

権を侵害するおそれがある。

- 特定外来生物については、狩猟鳥獣の指定がその管理に資する可能性も考えられる一方で、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する必要があり、これらを確認できた上で、狩猟鳥獣に指定を検討する必要がある。
- 以上のことから、新規指定はしないこととする。

2 狩猟期間について

- 東北3県におけるカモ類の狩猟期間について
 - 青森、秋田、山形では、カモ類の狩猟期間が北海道を除く他地域より早く、11月1日からに設定されている。
- 関係団体等へのヒアリング結果骨子
 - 昨今の地球温暖化の影響と考えられる暖冬傾向のため、南下時期が以前と比べて遅くなっていることから、現在の猟期とカモ類の適期との間に乖離が生じており、他の都府県と同様の11月15日～2月15日に変更することを要望されている（大日本猟友会）。
 - カモ類の保護の観点から、狩猟期間を11月15日～2月15日に変更しても問題は生じないと考えられる（日本野鳥の会、バードリサーチ）。
- 都道府県への意見照会結果
 - 近年における11月の降雪状況等を踏まえ、全国の一般的な狩猟期間（11月15日～翌年2月15日）に変更していただきたい旨、県猟友会から本県に対しても要望があるため、本県のカモ類の狩猟期間も全国の一般的な狩猟期間へと変更することが望ましいと考える（山形県、秋田県）。
 - 近年の暖冬や少雪の影響で、カモ類の渡来・渡去の時期と狩猟期間に乖離が生じていることから、全国の一般的な狩猟期間（11月15日～翌年2月15日）に変更していただきたい旨、県猟友会から本県に対しても要望がある（青森県）。
- 検討の方向性
 - 青森、秋田、山形の3県における狩猟期間を、11月15日～2月15日に変更することの是非について検討する。
 - それ以外の狩猟期間については、変更を検討するほどの変化は見られないことから現行の通りとする。

3 狩猟鳥獣の捕獲制限について

(1) 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限（法第12条第1項第1号及び第2号）

- 現行の規制内容とそれに対する要望等
 - 国際的又は全国的に特に保護を図る観点から、区域又は期間を定めて狩猟鳥獣の捕獲等の禁止や制限を行っている。
 - 都道府県への意見照会の結果、現行の禁止や制限を延長することを要望している

- 検討の方向性
 - 捕獲等の禁止又は制限を変更するほどの、生息状況の著しい改善等の変化が見られていないこと、また現行の禁止や制限の延長の要望もあることから、現行の禁止や制限を令和9年9月14日まで延長することとする。

(2) 狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止（法第12条第1項第3号）

- 現行の規制内容とそれに対する要望等
 - 狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定め、これにより捕獲等を行うことを禁止している。
 - 関係団体からは動力式・火薬式のむそう網によるカモ類の大量捕獲に関する制限の要望があるが、禁止すべき猟法として指定に足る情報が得られていないことから、引き続き情報収集を進めることとする。
 - 都道府県からは法定猟法以外の様々な捕獲方法について意見が寄せられているが、法令解釈上の疑義や捕獲許可等における基準についての疑義が多数であり、法令の運用解釈等の見直しの参考とする。
 - また、近年都道府県への問合せが多い「スリングショット（張力を利用して金属球を射出する器材）」については、現状禁止すべき猟法として指定に足る情報が得られていないが、威力や制度が低く命中した鳥獣が半矢となる可能性なども考えられることから、引き続き情報収集を進めることとする。

- 検討の方向性
 - 現行の通りとする。ただし、関係団体や都道府県等から指摘のあった新たな猟法等については、引き続き情報収集を進めることとする。

4 その他

(1) 学名のラテン語表記について

- 鳥獣保護管理法施行規則における学名表記について
 - 鳥獣保護管理法施行規則においては、狩猟鳥獣や希少鳥獣といった鳥獣種名の表記にあたって、和名と学名を併記しており、このうち学名についてはカタカナでの表記を行っているところ。
 - 一方で、種の保存法施行令や外来生物法施行規則等、野生生物に関する他法令では、学名をラテン語で表記しているところ。

- 検討の方向性
 - 今回の狩猟鳥獣の見直しと併せ、学名についてラテン語表記に改めることとする。

(2) くくりわなの使用に係る課題等

- くくりわなの使用に係る現行の規制内容と課題
 - 環境省では、平成 19 年よりクマ類の錯誤捕獲の防止等を目的としてくくりわなの直径規制を行っている。
 - 一方で、鳥獣の被害防止等を目的としたわなの捕獲が増加する中で、捕獲効率等を高めるため、規制が開始された際に多く用いられていた真円形のものより広い作動面積を持った長方形や楕円形などの形状のものが使用されるようになってきている。
 - 大日本猟友会からは、クマ類の錯誤捕獲及び人身事故の防止の観点から、くくりわなの輪の直径の計測方法の解釈を変更し、長径が 12cm 以内とすることが要望されており、哺乳類学会からもわなによる錯誤捕獲への対応についての要望がなされている。
 - また、昨年 9 月には中央環境審議会からもくくりわなの直径規制の見直しに関する提言も含めた答申が示されたところ。
 - 環境省では、この答申を踏まえ昨年 10 月に策定した鳥獣保護管理法基本指針において「錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じる」ことを示しており、現在関係団体等へのヒアリングなどを進めている。

- 検討の方向性
 - くくりわなによる錯誤捕獲と人身事故を防止するため、関係団体等への意見も踏まえ、直径の計測方法の見直しを含む規制のあり方、移行期間、錯誤捕獲の防止のための取組等について引き続き検討を行う。